

平成 29 年度第 3 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 30 年 1 月 29 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分 日野市役所 1 階 101 会議室		
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学理工学部教授） 委 員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委 員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）		
議事次第			
1. 委嘱状交付			
2. 委員長選出			
3. 開会			
4. 審議事項			
（1）抽出案件について（平成 29 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの総務課契約締結分）			
（2）委託の総合評価方式導入に係る落札者決定基準について			
5. その他			
6. 閉会			
質問・意見		回答	
4（1）抽出案件について		・ 今回の審査対象期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 232 件と、前年同時期とほぼ同数となっております。 ・ 全体に占める特命随意契約案件の割合は約 30%と、前年同時期に比べ、若干多くなっておりますが、その要因はクリーンセンターの設備修繕の案件です。 ・ 全体に占める落札率 95%以上の案件の割合は約 71%、落札率 50%以上 95 未満の案件の割合は約 27%、落札率 50%未満の案件の割合は 1 %未満となっております。	
・ 抽出案件の概要説明を事務局に求める。			
○工事について			

・「日野市役所本庁舎免震改修工事」について、契約方法が随意契約２号となるのは何故か。 ・プロポーザルには何者参加したのか。 ・「旧環境情報センター解体工事」と「消防団第七分団第二部旧詰所器具置場解体工事」について、解体工事と建築工事の業種からそれぞれ指名して入札を行ったとあるが、落札した業者はどちらの業種に登録していたのか。 ○修繕について ・「日野市東部会館屋上防水改修修繕」について、落札率が低いが、市として適切に履行していることの確認は行うのか。 ○委託について ・「緑と清流の総合管理業務委託（街路樹	・本件は、日野市役所本庁舎に対する免震改修工事ですが、設計、施工及び工事監理について技術提案を求める公募型プロポーザル方式により契約候補者となる１者を決定しました。その決定した１者と契約を締結することから、競争入札に適さないことを理由とする随意契約２号の適用となります。 ・本件のプロポーザルには、１者のみ参加しました。１者のみではありましたが、予め定めた評価基準に基づき、契約候補者としての水準を満たしていることを確認しております。 ・本件は、２棟とも建物を解体する工事で、案件ごとに指名競争入札を行いました。最も適した業種は「解体工事」で、どちらの案件も５者指名することになります。しかし、市内業者では登録業者数が５者に達していなかったため、建築工事に登録のある業者を加えて入札を実施しました。結果、２案件とも「解体工事」に登録している業者が落札しました。 ・本件は、日野市東部会館屋上の防水機能が老朽化により低下しているため、機能を回復するための修繕です。修繕が完了した際には履行状況について主管課職員複数による評価を行います。本件は設計金額３００万円を超えているため、工事案件の履行状況について成績評価を行う検査担当職員も評価を行います。 ・本件は、樹高が低く安全な作業が可能な
---	---

冬期剪定)」について、樹高が低い作業ということでシルバー人材センターと契約したとあるが、樹高についての基準はあるのか。	街路樹の剪定について、随意契約3号によりシルバー人材センターと契約を行ったものです。総務課では、シルバー人材センターと契約する基準として、以下の3項目に該当することとしておりますが、本件のように具体的な樹高についての基準はありません。本件とは別に、造園業者に依頼することを前提とした仕様での契約もあることから、主管課においては樹高等についての目安となるものは存在していると思われます。 ＜シルバー人材センターとの契約基準＞ ①業務が臨時的かつ短期的、簡易的なもの。 ②一般の職業安定機関での職業紹介には馴染まないもの。 ③労働者等就業の場を侵食するおそれのないもの。
○賃貸借について ・「統合型まちづくり地図情報システム利用」について、参考見積を徴する際の基準や声をかける順番はあるのか。 4（2）委託の総合評価方式導入に係る落札者決定基準について ・委託の総合評価方式は、その対象案件を徐々に広げていくのか。	・本件は、まちづくり地図情報の新システムの移行に伴い、あらたにシステムの構築と利用を行うものです。その業務を行うのに適した業種（業務種別）があるため、適切な業種に指名参加登録をしている業者のなかから参考見積りを徴するよう、また、なるべく市内業者から参考見積りを徴するよう、庁内に周知をしています。また、ひとつの業種のなかで声をかける順番が決まっているわけではありません。 ・平成30年度に試行で導入する案件は1件のみです。将来的には対象となる案

・工事では指名停止を評価項目にしているが、委託に無いのは何故か。	件は広がっていくことを考えています。一方、他の自治体の適用案件を見ると、建物の総合管理業務を対象としているところが多く、委託案件は限られた業務を対象としている状況です。そのため、他自治体の適用状況も参考にしながら、適用範囲の拡大を図っていきたいと思います。 ・日野市で指名停止とするケースは、主に東京都において指名停止となった業者です。その東京都が指名停止とする業者というのは、多くが工事業者という状況のため、委託の評価項目から外す設定をしたものです。
---	--